

就学援助費についてのお知らせ

就学援助費は、修学旅行費、医療費を除き、同封の「就学援助認定結果通知」に記載されている口座名義人に振込みます。裏面の支給明細表により支給金額を確認してください。

1 就学援助認定結果通知について

通知の記載内容を確認してください。認定年月日分から就学援助費が支給されます。

なお、認定区分（要保護、準要保護）により援助費目が異なります。裏面を参照してください。

生活保護を受給している方は、支給明細表の「要保護者（生活保護を受けている方）用」にある援助費目のみが就学援助費として支給されます。その他の援助費目は、福祉課が担当（窓口）になります。

2 学校への納付について

保護者の方は、就学援助が認定されるか否かにかかわらず、学校に納める費用は必ず学校の指示どおりに納めてください。

3 修学旅行費について

学校長口座に振込みますので、学校からの連絡をお待ちください。

修学旅行費は、就学援助認定期間中に旅行に参加した生徒が対象となります。認定期間前に参加した修学旅行費は、対象外となります。

4 医療費について

学校で治療を指示された学校病（裏面参照）が対象です。これ以外の病気は援助の対象となりません。また、子ども医療費助成制度による「マル子医療証」をお持ちの場合は、「マル子医療証」が優先となります。この場合は、医療券の対象となりません。

5 足立区外に転出・足立区立以外の小中学校へ転校した場合について

足立区外に転出した場合、就学援助費は支給終了となります。転出（転校）先にて、就学援助を引き続き希望される場合、各自治体によって申請先や申請方法が異なります。通学先の学校及び居住地の自治体にご相談ください。なお、足立区へ再転入して就学援助を希望される場合は、就学援助の再申請が必要となります。

また、引き続き足立区にお住まいで足立区立以外の小・中学校に通学する場合は、就学援助（区域外）の申請が必要となります。

6 支給月日について

支給月	7月	10月	12月	2月	3月
振込予定日	7月22日頃	10月21日頃	12月23日頃	2月26日頃	3月18日頃

※詳細については裏面をご参照ください。

① 残高照会ではなく、必ず通帳に記帳して金額の確認をしてください。

② 認定された時期により支給月に間に合わない場合は、次の支給月にまとめて支給します。

令和6年度 就学援助費支給明細表

「就学援助認定結果通知について」の認定区分欄を確認の上、下表を参照してください。認定区分（要保護、準要保護）により、援助費目等が異なります。

[要保護者（生活保護を受けている方）用]

単位：円

注1 注2 支給月等	援助費目・学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
支給される最初の月のみ	校外活動費（年1回の支給）	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	3,090	3,090	3,090
10月支給 (10/21頃)	自然教室費 5.6.7.8.9月実施校のみ (小5 鯨南、小6 日光、中1 魚沼)					4,270	4,370	4,910		
12月支給 (12/23頃)	自然教室費 10.11月実施校のみ (小5 鯨南、小6 日光、中1 魚沼)					4,270	4,370	4,910		
2月支給 (2/26頃)	卒業記念アルバム費(購入した場合のみ支給)						11,000			8,800
	自然教室費 12.1.2月実施校のみ (小5 鯨南、小6 日光、中1 魚沼)					4,270	4,370	4,910		
学務課より学校長 口座へ振込	修学旅行費									実費 (上限67,215)
学校で発行する 医療券で受診	医療費（全学年、学校から治療の指示がある、右記の学校病のみ対象）	医療費は、う歯、トラコーマ、結膜炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、中耳炎、白せん・かいせん・膿かしん、寄生虫病のみが対象								

※校外活動費・自然教室費については、年1回の支給です。一度支給された場合、次回以降の支給はありません。

※その他の援助費目（学用品費通学用品費等）は、福祉課が担当(窓口)です。

[準要保護者（生活保護を受けていない方）用]

単位：円

注1 注2 支 給 月 等	援 助 費 目 ・ 学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
支給される 最初の月のみ	校外活動費 （年1回の支給）	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	3,090	3,090	3,090
7 月 支 給 (7/22頃)	学用品費通学用品費（4. 5. 6 月分）	3,990	4,750	4,750	4,810	4,810	4,810	7,920	8,910	8,910
	新入学児童生徒学用品費等 （4 月認定者のみ支給） ※入学前に支給済みの方は対象外	54,060								
1 0 月 支 給 (10/21頃)	学用品費通学用品費（7. 8. 9 月分）	3,900	4,710	4,710	4,770	4,770	4,770	7,920	8,910	8,910
	自然教室費 5. 6. 7. 8. 9 月実施校のみ （小5 鯨南、小6 日光、中1 魚沼）					4,270	4,370	4,910		
1 2 月 支 給 (12/23頃)	学用品費通学用品費（1 0. 1 1 月分）	2,600	3,140	3,140	3,180	3,180	3,180	5,280	5,940	5,940
	自然教室費 1 0. 1 1 月実施校のみ （小5 鯨南、小6 日光、中1 魚沼）					4,270	4,370	4,910		
2 月 支 給 (2/26頃)	学用品費通学用品費（1 2. 1. 2 月分）	3,900	4,710	4,710	4,770	4,770	4,770	7,920	8,910	8,910
	新入学児童生徒学用品費等						63,000			
	卒業記念アルバム費（購入した場合のみ支給）						11,000			8,800
	体育実技用具費（今年度認定期間中に、体育の授業で購入する場合のみ支給。ただし、在籍中1回のみ支給。）							柔道・剣道（実費支給） 限度額 柔道7,650 剣道52,900		
	通学費（特別支援学級に限ります）	最も経済的な通常の経路及び方法で算定								
	自然教室費 1 2. 1. 2 月実施校のみ （小5 鯨南、小6 日光、中1 魚沼）					4,270	4,370	4,910		
3 月 支 給 (3/18頃)	学用品費通学用品費（3 月分）	1,300	1,570	1,570	1,590	1,590	1,590	2,640	2,970	2,970
学務課より学校長 口座へ振込	修学旅行費									実費 (上限67,215)
学校で発行する 医療券で受診	医療費（全学年、学校から治療の指示がある、右記の学校病のみ対象）	医療費は、う歯、トラコーマ、結膜炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、中耳炎、白せん・かいせん・膿かしん、寄生虫病のみが対象								
参考	学用品費通学用品費（クラブ活動費含む） ただし4月分、小1 ¥1,390、 小2. 3 ¥1,610、小4. 5. 6 ¥1,630	月額 1,300	月額 1,570	月額 1,570	月額 1,590	月額 1,590	月額 1,590	月額 2,640	月額 2,970	月額 2,970

※校外活動費・自然教室費については、年1回の支給です。一度支給された場合、次回以降の支給はありません。

※給食費無償化により、給食費の支給はありません。

【お知らせ】

注1 各支給月の振込予定日は目安です。振込確認は、残高照会ではなく、必ず通帳に記帳して金額の確認をしてください。

注2 認定された時期等により支給月の支払いに間に合わない場合は、次の支給月にまとめて支給します。

修学旅行費・自然教室費については、認定期間中に参加した児童生徒のみ支給します。